

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
心配配
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

社長が亡くなった取引先から早急に売掛金を回収したいのですが・・・

私は、生花卸売業の経理部長ですが、困ったことが起きました。それは、株式会社 花店に対し売掛金が約50万円あるのですが、先々月、その会社の社長が亡くなり、相続人は「私たちは関係ありません」ととりあってくれません。お店はずっと閉じられたまま、電話をしても誰も出ないのです。

その会社は駅前のホテルに売掛金があるとのことですが、その売掛金から支払ってもらえないのでしょうか。

まず、その会社の登記事項証明書を取得し、代

表者が他にいるのかを確認する必要があります。他に代表権のある者がいれば、その代表者と交渉して売掛金の債権譲渡を受け、ホテルから代金を直接支払ってもらえることが考えられます。

もしも、代表者が協力的でなかったり、他に代表者がいない場合には、法的手続きによる回収を検討する必要がありますが、会社が裁判の当事者となる場合には、その会社の代表者が訴訟を遂行しなければなりません。

本件のように代表者の存在しない会社を裁判の相手とする場合、その代表者を裁判所で一時的に選任して

もらうことができます。

次の問題として、裁判をしている間にホテルから代金が相手方に支払われてしまい、回収ができなくなるのが考えられます。

このような場合には、訴訟を提起する前に仮差押命令の申立てを検討することも必要です。仮差押命令が発令されると、ホテルは、訴訟の結論が出るまで代金を相手方に支払うことができなくなるからです。

これらの手続きは専門的な知識と迅速な処理が必要となります。早急に司法書士に相談することをお勧めいたします。

相続人が海外在住の場合の手続きは

父が亡くなり、相続人は母と姉妹二人です。姉がアメリカ人と結婚し、アメリカ在住ですが、姉の手続きはどうなりますか。

相続の手續に際し、通常は遺産分割協議書に署名をして実印を押捺することが求められ、印鑑証明書も必要になります。また、不動産を相続した場合には、登記手續において住所を証する書面が必要になります。

一方、相続人の中に海外に在住している方がいた場合、日本での住民登録がされていないと、住民票や印鑑証明書を取得することができません。

そうした場合には、住民票

の替わりになるのが在留証明書で、現地の領事館に出頭して在留地の証明をしてもらいます。

印鑑証明書の替わりになるのが署名証明です。その手續は以下のとおりです。

- 1 署名をしていない遺産分割協議書を領事館に持参する
- 2 領事の面前で署名し、拇印を押す
- 3 領事が、署名及び拇印が面前でなされた旨の書面を合綴し、公印を押す

領事館に行かなくてはなりませんので、署名の必要な書類をあらかじめ確認しておく必要があります。

署名証明には、特定の書

類と合綴しない間接方式と呼ばれるものもありますが、署名を照合することは困難であるため、相続手續には直接方式で署名の証明をした方が無難です。

もし、日本に帰国することがあれば、日本の公証役場で私署証書の認証という同じような手續をすることが可能ですが、住所を証する書面は取得できません。

また、相続手續には戸籍謄本も必要になりますが、日本国籍があれば本籍地で取得できます。帰化などで、日本国籍を喪失していた場合には、戸籍の取得などの手續が複雑になりますので、司法書士に相談することをお勧めします。

事件簿より



ていましたが、その清算人も既に他界しており、今では会社を代表する者がいない状態となっていることがわかりました。さらにその数十年後、国によって登記簿は閉鎖され、登記簿上甲銀行は存在しない会社となっているようです。

難であり、清算人を選任して手続を進めたとしても甲銀行の権利を不当に侵害することはないものと考えられます。

そこで、今回は、清算人の選任を求めることとし、申立書と添付書類を整えて、裁判所に提出しました。清算人選任の決定がされるまでに1ヶ月程度はかかるものと思っていたのですが、意外にも数日で選任の決定書が届くこととなり、最初の相談から1ヶ月後には甲銀行の抵当権を抹消することができました。

半年後、Aさんから新居の住宅ローンの登記手続の依頼が来ることとなりました。当初、Aさんが思い描いた自宅が新築できたようで、私もホッとしました。

ある日、同じ町内のAさんが、登記簿を片手に事務所にやってきました。なんでも、自宅を住宅ローンを組んで建て替えようと準備を進めていたのですが、銀行から土地に付いている抵当権を抹消することが融資の条件だと言われたというのです。

住宅ローンを組む場合には、建築する建物とその敷地に抵当権を設定する必要があり、銀行は、第一順位の抵当権を設定することを融資の条件とするのが一般的です。今回のように別の抵当権が既に登記されている場合、第一順位で登記することができないので、新たに融資を受ける際には障害となってしまうのです。

本来、解散後の会社は清算業務を行い、すべての清算業務が完了したらその旨を登記し、登記簿を閉鎖することによって、完全にこの世から消滅します。しかし、甲銀行のように、何らかの事情により、解散しているが清算業務が完了しないまま、清算業務を行う清算人（解散前の社長が行うことが多いようです）が存在している場合があります。このような場合には、利害関係人が裁判所に申し立てることによって、清算人を選任してもらうことができます。

また、もう一つの方法として、何らかの事情により、会社の代表者が存在しない会社を相手方として裁判をしようとする場合には、原告とな

る者は、裁判所に対し、代表者がいないがために手続が遅れることによって損害を受けることを疎明して、特別代理人の選任を求めることができます。こちらは、会社が解散しているか否かは問いません。

調査の結果、甲銀行は昭和初期に解散登記をし、清算人を1人選任し

る者は、裁判所に対し、代表者がいないがために手続が遅れることによって損害を受けることを疎明して、特別代理人の選任を求めることができます。こちらは、会社が解散しているか否かは問いません。

Aさんの場合、特別代理人を選任する方法も選択できますが、手続が遅れることによって損害を受けることを疎明することが可能なのか検討する必要がありますし、そもそも裁判をして判決を受けるには、ある程度の時間を要することになります。

一方、この抵当権や債権の詳細を知る者がいない現状では、裁判という厳格な手続を踏んだとしても、甲銀行が実質的な反論をすることは困

奨学金問題を考えるシンポジウム

昨今「奨学金」がしばしば話題になりますね。

諸外国の奨学金制度は多くが「給付型」。つまり、返済は不要です。

これに対し、日本の主流は「貸与型」。奨学金を利用した学生は、将来、職に就いてから長い時間をかけて返済しなければならないのです。

しかし、非正規雇用が拡大する社会情勢では、返済が困難になるケースも少なくありません。さらに、奨学金制度を利用するためには連帯保証人を求められるケースがほとんどです。こうなると、家族や親戚をも巻き込んだ問題に発展してしまうのです。

静岡県司法書士会では、社会問題化する奨学金問題を多角的な観点から考えるシンポジウムを、10月20日（日）に浜松市内で開催いたしますので、ぜひ足をお運びください。また、当日は、奨学金に関する相談会も同時開催する予定です。詳細は追ってご案内いたします。

電話相談はこちらへ！ 054 - 289 - 3704

お近くの面接相談は

中部相談会場

静岡県司法書士会館

西部相談会場

浜松市福祉交流センター

東部相談会場

三島商工会議所

天竜相談会場

浜松市天竜区役所

下田相談会場

下田市中央公民館

細江相談会場

浜松市北区役所

相談時間のお問合せ・ご予約は

054 - 289 - 3700